

社長のためのお勉強

令和2年6月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

持続化給付金の申請について

事業全般に広く使える給付金です。

- ・給付額 法人は200万円まで (注) 昨年1年間の売上が限度です。
- ・給付対象 中小法人等(個人事業主を含む)、2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により事業収入が50%以上減少した月があること。

— 計算例 —

直前の事業年度2019年4月1日から2020年3月31日の年間事業収入500万円。
2019年4月の月間事業収入が50万円。2020年4月の月間事業収入10万円。

— 算式 —

50万円 > 10万円 50%減

500万円 - 10万円 × 12 = 380万円 > 200万円 (上限額)

給付額 200万円

持続化給付金ホームページへアクセス (<http://jizokuka-kyufu.jp>)



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください